

# 日本基督教婦人矯風会機関誌『婦人新報』にみる 錦織久良の廢娼論

岩田三枝子

## 序

錦織久良<sup>2</sup>（1889 [明治 22] 年 12 月 18 日—1949 [昭和 24] 年 2 月 6 日）は、佐渡出身のキリスト者歌人・文筆家であり、女性運動家とも呼べるだろう。錦織は長岡女子師範学校を卒業後、キリスト教に入信した。教員を経て、共立女子神学校<sup>3</sup>に学び、その後は錦織貞夫<sup>4</sup>と結婚し、二人の男の子をもう

- 1 本稿は、2021 年 12 月 11 日キリスト教史学会東日本部会において行った口頭発表を修正・加筆したものである。
- 2 諸表記において結婚前には「北見くら」「北見くら子」、結婚後は「錦織久良」「錦織くら」「錦織久良子」「錦織くら子」等の揺らぎがあるが、傾向として全関西婦人連合会への寄稿を開始する 1931 年頃の寄稿を境に、「錦織くら子」のひらがな表記から「錦織久良子」の漢字表記に切り替わっている。これら全ての表記を錦織久良による寄稿として扱い、本稿では共立女子神学校卒業生名簿に記載の「錦織久良」（三原容子編『賀川ハル史料集』第 1 巻、緑蔭書房、2009 年、225 頁）の表記を用いる。
- 3 共立女子神学校の前身である偕成伝道女学校は、女性伝道者育成を目的として、米国婦人一致外国伝道協会（The Woman's Union Missionary Society of America for Heathen Lands、略称 WUMS。1861 年に設立されたアメリカの女性外国伝道団体）から派遣された女性宣教師によって 1881（明治 14）年に横浜に設立され、1907 年に共立女子神学校に改称した。
- 4 錦織貞夫は、1921 年 5 月から 1925 年 3 月頃までアメリカのオペリン大学に留学している。同期間、錦織は長男とともに大阪の愛生園に住み込んでいたようである。『覚醒婦人』1922 年 2 月 28 号の新入会員住所；「細民窟の 4 ヶ年（上）」（『基督教世界』2170 号、1925 年 7 月 23 日）；「細民窟の 4 ヶ年（下）」（『基督教

けた。結婚後の錦織の活動の中心地は、自宅のある大阪を基点とした関西であった。

歌人・文筆家としては、キリスト教の信仰の歌や信仰に関わる文芸作品など『基督教世界』<sup>5</sup>等へ多数の寄稿がある他、書籍の出版もしており、その数は生涯で合計 250 件以上にのぼる。女性運動家としては、共立女子神学校在学中の 20 代半ばから、日本基督教婦人矯風会（以下、矯風会）<sup>6</sup>機関誌『婦人新報』<sup>7</sup>に廃娼問題を中心とした寄稿を開始し、その中には 12 回の連載小説も含まれる。錦織はその後 40 代になってから、会員数 300 万人とされる全関西婦人連合会の政治・法律部委員長として、家庭における妻や子供の権利の擁護に取り組み、全関西婦人連合会大会の司会や各地での講演活動など、10 年近くにわたって連合の中心的存在として活動した。

これまでの矯風会に関する先行研究には、次のような研究がある。日本キリスト教婦人矯風会による『日本キリスト教婦人矯風会百年史』<sup>8</sup>では、矯風会の 100 年の歴史を 1886 年の矯風会設立の経緯から順を追ってまとめている。矯風会の廃娼運動の取り組みに焦点を当てた楊善英「日本キリスト教婦人矯風会と廃娼運動」<sup>9</sup>では、1886 年矯風会設立から 1935 年まで

---

世界』2171 号、7 月 30 日）等参照。

- 5 『基督教世界』は『基督教新聞』の前身であり、組合教会からの援助によって基督教世界社から 1883（明治 16）-1942（昭和 17）年に刊行された。
- 6 日本の矯風会は、1886（明治 19）年、矢島楯子らによって東京婦人矯風会として組織され、1893（明治 26）年に日本基督教婦人矯風会に発展した。1899（明治 32）年には、林歌子（1864-1946）が日本基督教婦人矯風会大阪支部を設立する。初期の頃は、禁酒禁煙、公娼制度廃止運動、また後には婦人参政権獲得運動などに取り組んだ。現在は、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会として、女性の人権や平和に関する取り組みを継続している。
- 7 日本基督教婦人矯風会機関誌は、1888（明治 21）年『東京婦人矯風雑誌』として創刊され、1893（明治 26）年に『婦人矯風雑誌』として第 1 号が発行、そして 1895（明治 28）年 2 月号より『婦人新報』として発行された。
- 8 日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986 年
- 9 楊善英「日本キリスト教婦人矯風会と廃娼運動」東京外国語大学大学院総合

の矯風会の廃娼運動を検証し、矯風会の取り組みが当時の社会にあって公娼制度の実態を広く知らしめる役割を果たしたとして、その意義を示す。さらに今井小の実「『婦人新報』と母性保護論争—矯風会の婦人界における位置付けを検討する指標として」<sup>10</sup>では、1918年に与謝野晶子や平塚らいてうたちの間で起こった「母性保護論争」に焦点を当てて検証し、1919年当時の矯風会は「個人の人権を尊重する個人主義思想、そこから発展した女性解放運動を自らのものとする意識が希薄だった」<sup>11</sup>が、1920年になると矯風会でも次第に女性の権利に対する意識が表れてくると指摘している。<sup>12</sup>以上のような矯風会に関する先行研究からは、矯風会が廃娼運動に力を入れており、また1920年以降になると女性の権利への意識が高まってくるのが明らかにされている。

一方で、錦織に単独で焦点を当てた先行研究は管見の限り見当たらない。人物紹介として、『日本女性運動資料集成 索引』<sup>13</sup>に半ページほどの生涯概略が掲載されている他は、共立女子神学校の同級生であった賀川豊彦の妻・ハルとの交友関係から、関連文献数件において短い紹介がみられるのみである。<sup>14</sup>しかし、現在においては無名でありながらも大正期から戦時

---

際学研究科博士論文、2005年

10 今井小の実「『婦人新報』と母性保護論争—矯風会の婦人界における位置付けを検討する指標として」(『キリスト教社会問題研究』51号、同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会、2002年、63-84頁)

11 今井、同上、79頁

12 今井、同上、81頁

13 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 索引』不二出版、1998年、168-169頁

14 賀川ハルの友人であったことや、また賀川ハルが中心となって活動していた覚醒婦人協会(1921[大正10]年-1923[大正12]年頃)でも活動をしていたことから、拙著『評伝賀川ハル—賀川豊彦とともに、人々とともに』(不二出版、2018年)や、永渕朋枝「藤村発行『処女地』に執筆した織田やす：覚醒婦人協会との関わり」(『神女大國文』27、神戸女子大学国文学会、2016年、38-57頁)の中で、わずかに触れられている。また、賀川ハルとの交流関係から、『賀川ハル史料集』及び『評伝 賀川ハル—賀川豊彦とともに、人々とともに』の中には、錦織から賀川ハル宛の私信2通(1927[昭和2]年5月26日、1928[昭和3]年5月

期にかけて、キリスト教の枠内だけではなく、キリスト教の枠組みを超えた一般の婦人運動の中でもキリスト者としての信仰を保持しつつ、30年以上にわたり中心的な役割を果たした一女性の活動は注目に値するものであり、その活動の動機や、女性問題への視座、またキリスト教信仰のあり方は、戦間期のキリスト教史およびキリスト教女性運動を考察するうえでも検討に値すると考える。

本稿では、これまで研究対象として扱われてこなかった錦織久良を取り上げる。特に廃娼運動への取り組みや女性の権利といった視点から矯風会機関誌『婦人新報』における錦織の各論を検討することで、錦織のキリスト教信仰と女性運動の原点を明らかにすることを目的とする。<sup>15</sup>キリスト者として、文芸家として、また女性運動家として活動に取り組んだ戦間期の一女性の視点を明らかにすることによって、この時代のキリスト教会のあり方と女性運動のあり方を検討する一助としたい。

## 1. 錦織と矯風会との出会い

錦織と矯風会との直接的な出会いは、教員経験を経て20代半ばで伝道者を志して入学した共立女子神学校時代であると推測できる。錦織が在学した時代の共立女子神学校は、矯風会といくつかの点で繋がりがみられる。1900（明治33）年調査の「日本全国矯風会一覧表」には、地方矯風会として「共立女学校」（1897〔明治30〕年設立）が記載され、矯風会正会員は47名であったと記録される。<sup>16</sup>また、アメリカへの留学から帰国し共立女子神学校に教員として着任早々であった城戸順<sup>17</sup>が書記として記されて

---

16日）が所収されている。

15 本稿における引用では、原文の旧字体を新字体に改めた。

16 日本キリスト教婦人矯風会、前掲書、170頁

17 城戸は、1892（明治25）年、共立女子神学校の前身である偕成伝道女学校に入学、1899（明治32）年に同校を卒業した。同年、偕成伝道女学校の教員に就任し、1943（昭和18）年に退職している。着任後の1908年から2年間ニュー

いる。さらに1902（明治35）年にも、会員数39名、会頭（支部長）として「城戸順子」が記される。<sup>18</sup> さらに錦織の在学中には共立女子神学校が矯風会の年次総会の会場になるなど、共立女子神学校全体で矯風会の活動に協力的であったようである。<sup>19</sup> 以上のことから、錦織の共立女子神学校在学中に矯風会との関わりが始まったと推測できる。

## 2. 錦織における『婦人新報』寄稿の位置

錦織の著述全体の中での、矯風会機関誌『婦人新報』での著述の位置付けを確認したい。錦織の著述はキリスト教関係及び女性関係の各種雑誌に散見されるが、特にキリスト教関係では組合教会の援助によって刊行されていた基督教新聞社発行『基督教世界』、また女性関係の機関誌では『婦人新報』と全関西婦人連合会機関誌『婦人』への寄稿数が多い。現在確認できる錦織の各種著述は、1915（大正4）年25歳頃から1940（昭和15）年50歳頃までである。その後は第二次世界大戦期となり、錦織が寄稿の場の中心としていた『婦人』は1937（昭和12）年で休止、また『基督教世

---

ヨークのDr. White Bible Schoolで学んだようである。また、「ミス、プラットに日本語を教へ、ミスハンドの様々な翻訳にもあたられ、殊に礼拝の説教や、講演、其他教室に於けるお講義の原稿を翻訳」したという（詳細は前掲拙書119-120頁参照）。また城戸は、指路教会では、1918（大正7）年から1922（大正11）年まで執事として、そして1932（昭和7）年から1941（昭和16）年までは長老として名が記録されている。指路教会中の役職については、横浜指路教会125年史編纂委員会編『資料編 横浜指路教会百二十五年史』（日本基督教団横浜指路教会、2004年、424-428頁）を参照。

18 日本キリスト教婦人矯風会、前掲書、1009頁

19 1916（大正5）年の米国婦人一致外国伝道協会本部への報告には、「春休みに日本矯風会の年次総会のために礼拝堂を貸した。学生たちは手伝いをし、聖霊に満たされ祝福を受けた」（『横浜共立学園資料集』編集委員会『横浜共立学園資料集』横浜共立学園、2004年、345頁）とあるが、これが錦織の小説「どくろの告白」（『婦人新報』246号、1918〔大正7〕年1月、29頁）に登場する「大正五年の四月矯風会廿四回大会」にあたるものであろう。

界』は1942(昭和17)年までの発刊であったこともあり、第二次世界大戦下および大戦後の錦織の著述は現時点では確認できない。しかし、特に第二次世界大戦後に錦織が自らの戦間期の発言についてどのように認識していたのかを確認するためにも、今後の錦織の寄稿のさらなる発見が期待される。

1915(大正4)年、共立女子神学校在学時代であった25歳の時の『婦人新報』への寄稿「雑詠」<sup>20</sup>が、現在確認できる最も早い寄稿である。錦織の『婦人新報』への寄稿は女性問題の題材を中心に29件確認でき、そのうち23件は31歳までに執筆されたものである。

『基督教世界』への最初の寄稿は同じく共立女子神学校在学時代の26歳の時の1916(大正5)年であり、その後1927(昭和2)年の37歳頃に23件、1928(昭和3)年38歳頃に24件を最多に、1940(昭和15)年の50歳頃まで『基督教世界』への寄稿は断続的に継続され、確認できる範囲で生涯に160件程度の寄稿がある。1921(大正10)年(31歳頃)から1930(昭和5)年(40歳頃)までは、『基督教世界』へのキリスト教信仰の歌や文芸の寄稿が中心である一方、女性問題に関する寄稿はほぼ皆無である。

錦織が再び女性問題に言及を始めるのは、1930(昭和5)年(40歳頃)以降、『婦人』においてである。『婦人』では、家庭における妻や子供の権利に関する民法改正問題を中心に、1937(昭和12)年の47歳頃までの間に31件の寄稿がある。この期間は、『基督教世界』への寄稿は減少し、特に1932(昭和7)年以降、『基督教世界』への寄稿は年に1-2回となる。

雑誌への寄稿以外には、単著の歌集『六畳の王宮』(日曜世界社、1929年)、『魂のささやき』(日曜世界社、1934年)、選者としての歌集『星かげ』(日曜世界社、1940年)、またキリスト教文芸書として『愛の人石井十次』(日曜世界社、1935年)、『新島襄先生—少年少女のために』(日曜世界社、1936年)の刊行があり、女性問題に関する著書はない。

以上のことから、錦織の寄稿に関して、次のことがいえる。錦織は20

---

20 北見くら子「雑詠」(『婦人新報』221号、1915[大正4]年11月、4頁)

代の頃から女性問題への提言、及びキリスト教信仰に関わる文芸作品の寄稿を行っていた。キリスト教信仰に関わる寄稿は生涯にわたり断続的に行われたが、特に30代の頃を中心に活発に行われた。一方、女性問題に関する寄稿は二期に分かれており、一期目は20代半ばから30代前半までの期間で、寄稿先は主に矯風会機関誌『婦人新報』である。二期目は40代で、寄稿先は主に全関西婦人連合会機関誌『婦人』である。『婦人新報』はキリスト教の背景を持つ女性団体であるが、全関西婦人連合会はキリスト教および非キリスト教の団体を広く含む一般的な女性団体である。ゆえに、本稿で扱う『婦人新報』への寄稿は、錦織の寄稿の中では初期にあたり、特に後の婦人運動につながる動機や経緯、また原点となる思想などが見出されると考えられる。

### 3. 『婦人新報』寄稿の分類

『婦人新報』への錦織の合計30件の寄稿は、三種類に大別できる。

一つ目は、歌関係で6件である。共立女子神学校在学時代に旧姓北見として寄稿した「雑詠」「生誕を祝して<sup>21</sup>」といった歌では、サマリアの女や姦淫の女など、聖書中の女性を題材とした歌が見出される。1931（昭和6）年11月号の記事では、錦織は歌の選者としての登場であり、錦織自身の歌の掲載はない。1932（昭和7）年2月号も選者としての登場であるが、ここでは錦織の歌も2首掲載されている。

二つ目は、報告関係で6件である。錦織は1917（大正6）年に共立女子神学校を卒業し、同年錦織貞夫と結婚したことにより、北見姓から錦織姓となった。「大阪支部掘出物バザー<sup>22</sup>」はその後に寄稿された報告である。本報告からは、共立女子神学校を卒業して一年ほどを経た錦織が矯風会大阪

21 北見くら子「雑詠」（『婦人新報』222号、1915〔大正4〕年12月、22頁）

22 錦織くら「大阪支部掘出物バザー」（『婦人新報』252号、1918〔大正7〕年7月号、32-33頁）

支部の中心的役割を担っていることがわかる。次の「大阪婦人ホーム」<sup>23</sup>の活動報告<sup>24</sup>、また「大阪支部第廿回年会」<sup>25</sup>では、錦織は書記としての役割の他に、「青年部」の報告やバザーの報告なども行い、矯風会大阪支部での多忙な日々が想像できる。十年ほどの期間を経て、1930（昭和5）年7月号では、「法律部長」として、家族と過ごす日課が大阪部会の「支部長の一日」のコラム欄に短く掲載されているが、具体的な活動内容はこのコラムからはわからない。1930年8月号に「これがお手許に着く頃は、私は大阪中央公会堂の廃娼講演会の壇上に星島代議士や久布白幹事等の前座語りとして立つて居ます」とある。これは、1930年7月12日に大阪中央公会堂で開催された大阪公娼制度廃止期成会発会式のことだろう。『大阪毎日新聞』（1930年7月13日）によると、聴衆は「聴衆堂に溢れて約四千、入場出来ない者が数百名場外にひしめきて更に警戒線を突破して突如百数十名が地下室から弁士控室に突進して警官と小競合を演ずるなどのすばらしい人気」<sup>26</sup>だったという。次は1937（昭和12）年9月号に、小さなコラムで大阪朝日新聞恩田和子との比叡山への1泊旅行の思い出の寄稿がある。錦織の『婦人新報』への最後の寄稿は1939（昭和14）年8月号で「南京虫」<sup>27</sup>と題して、満洲を訪れた際の南京虫の思い出や阿片菅煙所訪問の思い出が3ページに渡って掲載されている。後に、錦織が逝去したことを知らせる記事が掲載されている。これについては後述する。

三つ目が、女性問題を扱う18件の寄稿である。「廃娼果たして空想か

---

23 大阪婦人ホームは、1907年、矯風会大阪支部の附属施設として、農村出身の女性たちのための短期宿泊所と職業紹介、自立支援を目的として設立された。

24 錦織くら「大阪婦人ホーム」（『婦人新報』264号、1919[大正8]年7月号、34-35頁）

25 錦織くら「大阪支部第廿回年会」（『婦人新報』271号、1920[大正9]年2月号、28-29頁）

26 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成一人権・廃娼II』第9巻、不二出版、1998年、73頁

27 錦織久良子「南京虫」（『婦人新報』497号、1939[昭和14]年8月号、30-33頁）



(徳田秋江氏の理解を促す)<sup>28</sup>「主義のために奮闘せよ」<sup>29</sup>などの寄稿の他、「矯風小説 髑髏の告白」(以下、「髑髏の告白」)<sup>30</sup>が1916(大正5)年11月から1918(大正7)年1月の期間、共立女子神学校卒業を挟んで通算12回連載されている。

「髑髏の告白」は、小説という媒体であること、連載回数の多さ、また自伝的な内容を含む点で、特に注目に値する寄稿となっている。題字の横に付された「矯風小説」は、錦織本人が付したものか、または『婦人新報』の編集者などによるものであるのかは不明であるが、最終的には錦織本人や編集責任者たちが合意したからこそ「矯風小説」とつけられたのだろう。矯風会の名前を冠した小説であるということは、この錦織の小説が矯風会を代表する小説であると認められている証であるともいえる。「髑髏の告白」の連載1回目の冒頭に連載の経緯が説明されている。それによれば、「北見さんが学生の身であるにもかかわらず、読物として矯風小説のない事を残念がられ」たことが発端であった。ただし、「想にも文にも勿論御批評はあることと思ます」としながら、「然し是等のものを真心から成された事に敬意を払ふもの」だと評価している。小説としての完成度には課題があるものの、その熱意とメッセージ性によって、矯風会にふさわしい「矯風小説」と呼ばれたのだろう。

「髑髏の告白」については、確定はできないものの、主人公の浦子と錦織の共通点を極めて多く見出すことができ、錦織自身の私小説的な位置付けである可能性が高い。例えば、次のような描写がある(以下、引用にお

---

28 北見くら子「廃娼果たして空想か(徳田秋江氏の理解を促す)」(『婦人新報』224号、1916[大正5]年2月、10-12頁)

29 北見くら子「主義のために奮闘せよ」(『婦人新報』227号、1916[大正5]年5月、15-17頁)

30 235号(1917[大正6]年2月)以降は、「どくろの告白」とひらがな表記に変更されているが、本文中では漢字表記で統一する。錦織は共立女子神学校卒業後、錦織貞夫と結婚したため、243号(1917年9月)以降の著者名は、それまでの「北見」から「錦織」になっている。

ける下線は筆者による。また、断りのない限り、引用の出典は『婦人新報』である)。

神学校の教師に須戸駿子といふ当校から米国に留学を命ぜられて帰朝してから当校の教授として教鞭を取つて居る教師があつた。三十路を六つ七つ越えた温厚な同情深い、多くの生徒から多大の尊敬を払はれてゐる全くなつこい教師であつた。(中略) 丁度須戸駿子は矯風会の交際部長として会員勧誘に或は花の課の事業として病者及囚人の慰問に百方尽瘁されてゐるので従つて浦子も嘗てより心掛けて居つた矯風会事業に最も興味を以て働いたのであつた。

丁度大正五年の四月矯風会廿四回大会が当神学校に挙行された時に廃娼実行方法に就て委員が挙げられ運動基金募集、公開演説会、小冊子使用、懸賞文学等秩序だつた統一の下に実行方法が議された時に、浦子は日頃の持論がやがて実行し得られる時が来た事を思ふて心秘かに嬉しくてたまらないのであつた。<sup>31</sup>

これは小説内の記述であるが、実際に錦織が在籍した共立女子神学校には、城戸順というアメリカ留学から帰国した教員がおり、共立女子神学校を支部として矯風会の支部長を務めていたことは前述のとおりであつた。また、1916(大正5)年に共立女子神学校を会場として矯風会の年次総会が執り行われた事実にも、小説内の記述は一致する。その他にも、錦織の実際と小説内の浦子には共通点が多い。例えば、両者が共に佐渡出身であること、長岡女子師範を卒業していること、師範学校を卒業後、佐渡に帰郷していること、<sup>32</sup>キリスト教信仰に入る前に母親が亡くなっていること、<sup>33</sup>

31 錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』246号、1918[大正7]年1月、29頁)

32 錦織久良子「忘れ得ぬ人々」(『基督教世界』2859号、1939[昭和14]年1月12日、7頁)

33 錦織くら子「受洗満二十年に際し恩師小野先生に捧ぐ」(『福音新報』1861号、

家庭内の問題、特に父親のおそらく女性関係について悩みを抱いていたらしいこと、その後キリスト教信仰を持つこと、横浜にある神学校に入学すること、等である。この「髑髏の告白」が錦織の実体験を基とした小説であるとすれば、錦織もまた父親の女性関係に起因して遊郭への反感を持っており、故に廃娼運動を掲げる矯風会の活動に共鳴した可能性は極めて高いと推測できる。

錦織は小説内の浦子の人物像を、次のように描写している。

万事、徹底的な、是か否か其中間に曖昧の態度を持する事の出来ない善く言へば意思強固な悪く言へば頑固な性格に生れた女で有った、従つて妥協性の乏しい女子通有の繊細な情緒を没して居る或点迄は男性的とも言ひ得る性格を持つて居た。併し一面熱烈な感情を具備する時に弱い女らしい女として現はれる時もあつた。<sup>35</sup>

この浦子の性格描写は、後の40代になった錦織の全関西婦人連合会での粘り強い民法改正への訴えと、歌人としての情緒の両面を持ち合わせていることにも合致するようである。たとえ小説内の浦子の全ての描写がそのまま錦織の体験ではないとしても、多くの点で共通点を持つ浦子に錦織は自身の姿を投影しており、また小説を通して錦織は自身の公娼制度への強い願いを表現していると考えられることも可能だろう。

---

1931[昭和6]年5月14日、10頁)

34 「妻といふ名のみ子のため忍従の生を忍びし母の思出」「悲しくも父に弓引く浅ましき娘となりし日の痛き思出」「継母あれど二十歳の我れに親しまず生母に別れて人生を知る」「懐の涙ひた沸く二十歳の恋しき母が終焉の宵」(錦織くら子「受洗満二十年に際し恩師小野先生に捧ぐ」[『福音新報』1861号、1931[昭和6]年5月14日、10頁])

35 北見くら子「髑髏の告白」(『婦人新報』232号、1916[大正5]年11月、25頁)

#### 4. 『婦人新報』における廃娼論

女性問題を直接的に扱っている錦織の18件の寄稿は主に1916(大正5)年から1921(大正10)年の約5年間に執筆されたものである。この期間を『日本キリスト教婦人矯風会百年史』では、「一九一五(大正四)年京都に開催された御大典記念の大会において『大正一〇年を期して公娼制度を撤廃すること』という強いスローガンが打ち出され、(中略)一九一〇年代は廃娼運動の歴史の中で最高潮の時代<sup>36</sup>」であると位置付けている。矯風会にとって公娼全廃の機運が高まった時期と、錦織の寄稿が集中する時期は重なっている。この期間の錦織の寄稿の内容から、錦織が廃娼問題に関心を持った動機、またその経緯や特徴を検討する。

##### 家庭における夫と妻の平等への希求

『婦人新報』における錦織の寄稿には、家庭における妻と夫の立場の不平等に対する批判が繰り返し登場する。例えば、小説「髑髏の告白」では、主人公の浦子の言葉を通して、次のように語られる。

磊落でお洒落で交際家で芸者などには随分もてる叔父とはすつかり性格が違ふので何時でも屈辱を忍受して子供もなく此世に何の享樂もなく只良人の不行跡の番人として、凡ては女といふ名の前に妻といふ名の下に圧迫されて良人のために殉じた様な叔母の生涯を追想しては同情と共に叔父に対する大なる呪ひが沸いて、浦子は絶対に叔父を嫌ふのであつた。<sup>37</sup>

36 日本キリスト教婦人矯風会、前掲書、317頁

37 北見くら子「髑髏の告白」(『婦人新報』233号、1916[大正5]年12月、20-21頁)

女徳とかと言ふ因習道徳に縛られて大方の苦痛を忍受する<sup>38</sup>

酒と言ふ物は魔物だ理性迄酔はせて情欲計り目醒させ、女を欲求したり為す可からざる破倫を敢てして耽溺の果ては一家の滅亡を醸す<sup>39</sup>

錦織が、あるべき夫婦関係として目指すものは、上記に示されるような家庭における夫と妻の立場の不平等さとは対極にある。それが、次の「髑髏の告白」における記述に明言される。

愛の無い結婚は罪悪です（中略）指輪や着物で幸福が得られる女なら無智な女です私にはそんな安っぽい幸福は必要ありません（中略）良人が私を愛してくれなくとももしも私が良人を愛し敬する事が出来なかつたらそれは良人に愛されない以上に不幸だと思つています如何しても結婚は二人の愛の共鳴の結果当然其処に迄到達しなければならない時に行ふべきものです<sup>40</sup>

ここでは、夫の前で妻がただ耐え忍ぶような夫婦関係ではなく、夫婦の互いに対する対等な愛の存在が結婚には不可欠であるとされている。木村涼子は、1920年代から30年代にかけての婦人雑誌では、恋愛感情による結婚によって妻と夫が幸福な家庭を築く、というテーマがたびたび取り上げられていることに注目するが、錦織の記述もまたこの時代に登場し始めた新しい結婚観を反映しているともいえる。<sup>41</sup>

38 北見くら「どくろの告白」（『婦人新報』240号、1917〔大正6〕年7月、25頁）

39 同上

40 北見くら子「髑髏の告白」（『婦人新報』234号、1917〔大正6〕年1月、29-30頁）

41 木村涼子『〈主婦〉の誕生—婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館、2010年、210-240頁。また桑原桃音は、近代日本における配偶者選択に関する研究の中で、いわゆる親が選択する家同士の結婚ではなく、当人同士の意思や愛を重視する

夫婦は対等であるべきだという錦織の男女観は、妻と夫の貞操観の相違、さらにいえば、男性優位の性のあり方に対する厳しい批判となって、次のような小説内の言説に繰り返し示される。

今時の男子にはあれが普通ですよ男子が遊郭通ひをするのを以て貞操がどうの斯うのと責めるのは時代を解しない人間の寢言で貴女が若しも其方面から潔白な男子を要求して居たら失礼だけれど貴方の良人となる方は恐らく此世界に一人もありませんまい（中略）

現代の人には貞操に関する一種共通な寛大さがある事を思ひ出していまいまして仕様が無かつた、芸者買する事は現代的男子には普通だとか、それが出来ない様な男は意気地無しだとかそんな考へで良人を選択して居たら世界中にそんな男は一人もないとか、まあ何と言ふ情無い社会だらうか、遊郭通ひと言ふ事は文明の意気ある男子には欠く可からざる要件でもあるかの様に、さまで罪感が鈍つて来た近代の文明を呪はずには居られなかつた、併も近代一般の傾向が婦人にのみ貞操を強いて男子には斯く迄寛容視する事の如何に矛盾して居るかを思はずには居られなかつた<sup>42</sup>

男女間の貞操問題に就て男子の無節操は普通として観過する現代の社会<sup>43</sup>

小説「髑髏の告白」では上記のように、主人公浦子を通して家庭における妻と夫の貞操観の不平等を繰り返し批判している錦織であるが、錦織が

---

近代的家族観を分析している。桑原桃音「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(2)―明治から戦前までの結婚観に関する諸研究の考察」(龍谷大学社会学部学会『龍谷大学社会学部紀要』第36号、2010年、84-98頁)

42 北見くら「どくろの告白」(『婦人新報』235号、1917[大正6]年2月、24-25頁)

43 北見くら「どくろの告白」(『婦人新報』239号、1917[大正6]年6月、26頁)

『婦人新報』に寄稿した最後の論考らしい論考<sup>44</sup>となる 1921 (大正 10) 年 2 月号掲載「矯風漫言」でも、妻と夫の貞操観の不平等さへの批判がなされる。

男子は結婚以前に童貞を破つたとて、社会は之れを觀過して何等の問題をも起さないが、女子が結婚以前に一度童貞を破るが如き事あらば、社会の大鉄槌は忽ちにして襲来するのみならず、生涯を棒に振らざる可からざる所謂浮ぶ瀬のない憂目に逢ふのである、斯くの如くに女子の貞操の重んず可きを教へ乍ら、又一面には多くの女性をして公娼私娼として貞操を売ることを強制しつつあるのである、之をしも男子の身勝手と言はずして何ぞ男子の我儘と称せずして何ぞ<sup>45</sup>。

これらの記述に明らかなように、家庭における妻と夫の立場の不平等、さらにいえば、夫の性の放縦さゆえに家庭において妻が一方的に忍従することに対する錦織の憤りがみられる。林歌子は「御大典記念事業運動につき問はれたるに答ふ」<sup>46</sup>において、公娼制度を容認しながら一方で女性には貞操を教える矛盾を指摘し、また廃娼県には花柳病が少ないことから公娼を廃止することで私娼も減ると主張し、「断然立ちて公娼全廃を絶叫」<sup>47</sup>すると明言する。錦織もこの林らの主張を全面的に受け入れているといえる。錦織は、林に代表される矯風会が主張していたように、女性にのみ貞操がもとめられる矛盾への強い憤りを覚えており、それが、次にみる公娼全廃運動への錦織自身の動機となっているといえる。

44 それ以降の寄稿は、歌などであり、論考には分類できない。

45 錦織くら子「矯風漫言」(『婦人新報』282号、1921[大正10]年2月、14頁)

46 林歌子「御大典記念事業運動につき問はれたるに答ふ」(『婦人新報』第218号、1915[大正4]年8月28日、4-8頁)

47 林、同上、5頁

## 公娼全廃への強い確信

矯風会では、1915（大正4）年の「御大典」における芸妓出席に反対する運動の中で、「今後六年間に、公娼制度の廃止を期する事」の項目を決議した。<sup>48</sup> 錦織と矯風会との関わりが始まる時期は、まさにこの矯風会での公娼全廃運動の全盛期ともいえる時期に重なる。錦織は『婦人新報』への寄稿の中で、公娼制度に反対し、「公娼全廃」を示す。

一夫多婦の悪風を寛視したり公娼を国家が公然と許して居る為に近代人の罪感が鈍つて行く事の原因は実に茲にあらねばならぬと思ふた（中略）矯風会や廊清会が一夫一婦の請願をしたり公娼全廃を叫んでる事に対して又一面非常の心強さと喜悅とを覚える<sup>49</sup>

娼婦の惨めな虐待の真相を聞いて此文明の世に今尚人身売買が行はれてる事を思ふては到底胸の虫を殺しては居られない<sup>50</sup>

お父さんが娼妓が可愛さうで救ふ必要があると思召したらお絹を身受けする金を矯風会の廃娼運動基金にでも寄附なさる方が徹底した娼妓の救ひ方です娼妓が可愛さうだからといつて身受けして妾にして糟糠の妻を捨てて罪を犯す事がどうして真の救ひと言へませうか<sup>51</sup>

あんないましい公娼などを公許して置く国家が悪いのだ一夫一婦の制を無視して畜娼を許し男子に計り法律の自由を与へて女子には自由を束縛する社会が悪いのだ<sup>52</sup>

48 日本キリスト教婦人矯風会、前掲書、335-336 頁

49 北見くら「どくろの告白」（『婦人新報』235号、1917[大正6]年2月、25頁）

50 北見くら「どくろの告白」（『婦人新報』239号、1917[大正6]年6月、27頁）

51 北見くら「どくろの告白」（『婦人新報』241号、1917[大正6]年8月、27頁）

52 同上、28頁



このように、錦織は公娼制度を人身売買と呼び、公娼制度への嫌悪感をあらわにする。公娼全廃への強い確信は、錦織の『婦人新報』への他の寄稿、例えば共立女子神学校在学中の1916（大正5）年2月に発表した「廃娼果たして空想か（徳田秋江氏の理解を促す）」においても明確に示される。これは徳田が『婦人公論』2月号で「有婦姦と廃娼運動（矢島楫子女史の提案を評して且つ希望を述ぶ）」<sup>53</sup>として発表した論考に対する応答となっている。2月に発表された徳田の論考に対して、同じく2月発行の『婦人新報』にて錦織がいち早く応答していることから、錦織が公娼制度廃止に強い関心を持っていたことがうかがえる。

誌上において錦織は、公娼制度廃止は不可能だとする徳田に対して、徳田が「公娼必要論者」であり、娼妓は必要であると同時に彼らの救済が必要であるとする徳田の論は「何たる矛盾」としている。完全な廃止は不可能であるから「改善」<sup>55</sup>を目指してはどうかという徳田の提案に対し、錦織は公娼制度の全廃の必要性を説き、それは一時的な憐憫の情によるものではなく、「人道上神の命に遵拠した永久的救ひの宣言」<sup>56</sup>であると締めくくる。この論考からは、矯風会が主張していた公娼全廃に同調し、さらにそれをキリスト教の神の命令と理解して、公娼全廃を強く訴える錦織の明確な姿勢が伺える。

また、『婦人新報』への2件目となる錦織の寄稿「主義のために奮闘せよ」も錦織が共立女子神学校在学時代のものであるが、この寄稿でも錦織

---

53 徳田秋江（1876[明治9]-1944[昭和19]）は、本名を徳田丑太郎といい、小説家であった。錦織が「廃娼果たして空想か」を発表したのは、徳田の代表作でもある『別れたる妻に送る手紙』（1910[明治43]）を含む「別れた妻」の連作（1910[明治43]-1915[大正4]）が発表された後となる。『婦人公論』は1916（大正5）年1月に中央公論社から刊行が始まったばかりであった。

54 徳田秋江「有婦姦と廃娼運動（矢島楫子女史の提案を評して且つ希望を述ぶ）」（『婦人公論』1[2]、1916[大正5]年2月、10-17頁）

55 徳田、前掲書、16頁

56 北見くら子「廃娼果たして空想か（徳田秋江氏の理解を促す）」（『婦人新報』224号、1916[大正5]年2月、12頁）

は公娼全廃を強く訴える。錦織はその時代を「道義観念の廃頽<sup>57</sup>」と呼び、その状況は「帝国の前途の為痛嘆」やまないものであり、公娼制度全廃のための矯風会の取り組みは、「国家のため將た人道のため<sup>58</sup>」に喜ばしいことである、とする。一方で、この「大問題は会員全部が結束して総係りで」取り組むべき問題であるにもかかわらず、矯風会には、「煮え切らない、所謂でも会員<sup>59</sup>」がいる、とする。錦織は「帝国」「国家」また、「人道のために一身以て国に殉じなければならぬ<sup>60</sup>」の言葉を用い、結びに「我等には天父の加護と世に勝ち給ひし勝利のキリストの後援がある<sup>61</sup>」とする。このような国家への従順と神への従順の両輪は、この後の戦間期における『基督教世界』と全関西婦人連合会における錦織の重要なテーマの一つとなるが、それについては別の機会に考察したい。

### キリスト教に見出した救い

上に確認したような公娼全廃の確信は、『婦人新報』の寄稿においては、錦織のキリスト教的な確信と不可分のものとなっている。例えばすでにみたように、「人道に神の命に遵拠した永久的救ひの宣言<sup>62</sup>」や「我等には天父の加護と世に勝ち給ひし勝利のキリストの後援がある<sup>63</sup>」といった記述に、キリスト教信仰が公娼制度廃止の根拠となっていることがうかがえる。

錦織にとって、なぜ公娼制度廃止とキリスト教信仰が結びついているのだろうか。それは、「鬪體の告白」における主人公浦子が、父親の遊郭の

---

57 北見くら子「主義のために奮闘せよ」（『婦人新報』227号、1916[大正5]年5月、15頁）

58 同上、16頁

59 同上、16頁

60 同上、17頁

61 同上、17頁

62 北見くら子「廃娼果たして空想か（徳田秋江氏の理解を促す）」（『婦人新報』224号、1916[大正5]年2月、12頁）

63 北見くら子「主義のために奮闘せよ」（『婦人新報』227号、1916[大正5]年5月、17頁）

女性との関係に起因する家庭不和に絶望を覚え、その絶望からの救いをキリスト教に見出していることと無関係ではないだろう。錦織は、浦子の口を通して、絶望を吐露させる。

自分はもう前途は真暗で一歩を踏み出す事が出来ない罪の為には肉親の親子の感情すらも薄れて行く。嗚呼世界の中に是以上の悲惨があらうか（中略）今の自分に取つて死は唯一の救主だ……暗に憧憬を持った信仰のない浦子の終極は遂に死に帰着せざるを得なかつた。<sup>64</sup>

この後、浦子は自殺未遂を企てるが、その絶望の中での救いとなったのがキリスト教であった。浦子は、自殺未遂時にその場に居合わせた通りかがりの夫婦に助けられ、その後の入院生活の中でキリスト者の看護婦や牧師を通してキリスト教に出会い、キリスト教の救いを受け入れるようになる。

今迄一点の光を認めなかつた浦子には神の愛と弱者に対する慰めと罪の赦しと真の救いと斯うした人生の光明の方面が展開されて来たので浦子の心は一日一日と新らしく近頃はもう神は無意味に事をなさらないすべては神の深い御聖旨に出でたものといふ絶対信頼の念も加はつて、逆境に恩寵を感じ悲哀に感謝の出来得る美しい信仰に漸次進み行きつつあつた。<sup>65</sup>

牧師は路加伝八章のガリラヤ海の奇跡の引照を以て人間が人生の狂乱怒濤の間に櫓權を投げる場合にキリストは其波を静め平和を与へ給うた事を熱弁を以て説かれたので今の話が浦子の境遇にしつくりと当はまつて居るので浦子は話が終えると何とも言はれないすがす

64 錦織くら「どくろの告白」（『婦人新報』243号、1917[大正6]年10月、27頁）

65 錦織くら子「どくろの告白」（『婦人新報』244号、1917[大正6]年11月、24-25頁）

がした嬉しい気分になつた、そして二百十七番の讃美を歌つてから牧師と関川と二人して浦子の健康のために三並一家の平和の為に浦子の救ひの為に涙の熱禱を捧げてくれた、浦子は何時も祈られる毎に考へた、世間の人は家内安全商売繁昌と身勝手な事しか祈らない中に基督教の人は他人の事をさも我事の様に涙を以て祈つてくれると、そうした其衷心に感激せざるを得ないのであつた。<sup>66</sup>

絶望の中から基督教による絶対的な救いを見出した浦子には、錦織が基督教に見出した救いが投影されていると推測可能だろう。この基督教による救いのテーマを錦織は寄稿の中で繰り返し記している。

よし比久尼が私の肉体を救うて息を繋いで置かせても私の精神は依然として死んで居るのだ、真の救はエスキリストにあるのだ<sup>67</sup>

今は地上の樂園に永遠の生を讃美する主の強者と化し、真の救ひに生きて再び父母兄弟に見ゆる人となつたのであつた。<sup>68</sup>

錦織の寄稿においては、公娼制度こそ絶望の根源であり、基督教がその絶望からの救いであるとの強い確信が貫かれている。

### 生涯をかけた使命

絶望の中から基督教による救いを確信した浦子は、自らが基督教の信仰に生きるだけでなく、その基督教を宣べ伝えることに、自らの生きる意義と使命感を見出していく。「鬮體の告白」ではその過程が描かれている。

---

66 錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』244号、1917[大正6]年11月、27頁)

67 同上、28頁

68 同上、28頁

家族的な温い教会の空気は、暗い冷い家庭らしくもない陰鬱な空気に  
泥んだ浦子を益々光と熱との世界に導いて今迄夢想だにも及ばなかつた  
意義ある生の世界に呼吸する事の出来る幸を今更の様に感謝する人とならしめたのであつた<sup>69</sup>

神の試練は浦子をして愈々堅実な信仰に生かしむるのであつた。終り迄忍ぶ者は救はるゝを得ん、真の平和は十字架にあり、等の言葉が浦子の標語になつて日曜学校を助けたり奏樂を担当したり、婦人会や祈禱会や伝道集会等には最早主になつて働く様に信仰が燃えて来た……どうせ死なふと迄した自分が救はれたんだから此身を生涯神の者として私してはならない、どうかして神学校にでも入学して伝道者となつて気の毒な人を慰めて遣りたい……斯う言ふ気分は漸次高つて来て近頃は神学校入学の準備として特別に牧師に就て聖書研究をしたり斯ういふ緊張した靈的潤ひに満ち満ちた生活をしてゐる<sup>70</sup>

迫害又迫害の中に辛くも神の保護と愛の中に信仰の旗幟を益々鮮明にして境遇や信仰の迫害と戦ひ乍らも光の軌道を踏みはずさずに辿つて来た浦子は迫害が却つて彼女の信仰を向上せしむる導火線となつて後半生を神の事業の為に尽瘁し様との念慮は益々堅実なものとなつて此春の三月で丁度師範の義務年限が終了するのを幸に浦子は横浜の某神学校に入学する事となつて最早其手続も終へ彼女は不日出立すべく希望に充ちた後半生を想像し乍ら近頃は出立の仕度に忙はしさうに学校の残務整理に取り掛つたのであつた。<sup>71</sup>

---

69 錦織、同上

70 錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』245号、1917[大正6]年12月、23-24頁)

71 錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』246号、1918[大正7]年1月、27頁)

光と暗との争闘に疲労しきつた三並浦子を肉に靈に眞實の慰安を与へてくれる所は神学校であつた。(中略) 只神の前に開放された温かいのんびりとした空気の中に信仰の絶えざる呼吸を続けて行く事は彼女に取つて如何に充ち足つた生活であつた<sup>72</sup>

次では、自分がキリスト教を宣べ伝えるべきであるとの使命感が、同時に、公娼制度廃止への使命感としても記される。

自分が革命を叫ぶ先鋒者と成る可き使命でも帯びてゐるかの様な感がせずには居られなかつた。<sup>73</sup>

比久尼夫婦と私の父の夫婦、一つは梅毒の感染に一つは家庭の紊乱に、公娼制度や一夫多婦が齎す弊害は斯くも烈しいものである事を思ふ時に、浦子はそぞろに身震ひがするのであつた。社会制度の罪だ、社会が放蕩を以て普通として黙許する為に凶に乗つて男子は愈々放埒になる、男女間の節操は益々乱れてくる、それを強めて奨励する様に公娼などといふものを公然と許して置く、嗚呼何たる矛盾であらふか

斯んな事を思ふ度に浦子は

『私が伝道界に身を投じたらどうしても矯風会の廢娼問題の為に死力を尽したい』

是れが浦子の罪悪感を高潮させる毎に最後の断案であつた。<sup>74</sup>

---

72 同上、28頁

73 北見くら「どくろの告白」(『婦人新報』239号、1917[大正6]年6月号、27頁)

74 錦織くら子「どくろの告白」(『婦人新報』245号、1917[大正6]年12月、27頁)

彼女が廢娼を断行せでは已まれない、よし自分の力はささやかなるもの乍ら或は祈に依て或は五錢袋<sup>75</sup>の勧めでも小冊子の配布係りでも或は演説会の下足掛りとなつて手助けをしても、出来得る限りの死力を致したいと思ふ事は決して偶然ではないのであつた。

彼女の前半生に於て涙に涙を重ねて自殺迄も企てたり実母が死に瀕する一瞬時にまでも去らなかつた痛々しい心痛や、社会の罪惡の犠牲となつて死した友や、現在の彼女の家庭の恐るべき紊亂、それや事を思ふ時に浦子の境遇は彼女をして廢娼を絶叫せしめでは已まれないのであつた。浦子を廢娼問題の渦中に投ずる見えない大きな力があるとすれば、それは彼が血と涙を以て綴つて来た彼女の前半生でなければならぬ。

どうかして自分が卒業したら此為<sup>76</sup>に死力を尽したいせめても是が実母に対する恩返しだと堅く信じて自分が廢娼運動のために立つたと聞いたら定めし草の下から実母の歡喜の聲が響くであらうと……斯う思うと愁を抱いて死んだ母の靈を慰むべき唯一の方法が目前に与へられた事が浦子には嬉しくつて堪らなかつた。暗黒に泣き、罪惡に苦しみ、遂に永遠の光りに接した過去の生命のない醜い髑髏は社会改善の為に国家の安寧のために前半生に於いて築き上げた醜い墳墓に唾して神に依れる眞の生命の息吹を死んだ暗黒の世界に投げて生きたる意義ある光りの世界を開拓し様と雄々しい決心の中に三並浦子の信仰歴史の美しい頁は希望と努力との瑞々しい文字で日々に一行一行と綴られつつ行くのであつた。

これらの浦子についての記述の全てがそのまま實際の錦織の体験であると明言することはできないものの、上述のように、浦子と錦織の確認で

75 「五錢袋運動」：公娼全廢運動の活動資金として、1年間国民一人あたり五錢の運動資金を集めることを目指した。

76 錦織くら子「どくろの告白」（『婦人新報』246号、1918〔大正7〕年1月、29頁）

きる共通点からするならば、浦子としての記述は、錦織自身の体験と重なる部分が多いと推測して良いのではないだろうか。それゆえ、錦織自身が公娼制度に端を発した家庭不和の絶望の中から、キリスト教による救いを見出し、自らがキリスト者として生きるだけでなく、キリスト教の伝道者となって生きることを目指し、さらにはこれが、矯風会との出会いを通して公娼全廃の活動に対する強い使命感に至った経緯だと考えることは可能だろう。

### 次の一步へ

絶望の中からキリスト教による救いを見出して伝道者を志し、共立女子神学校に入学した錦織は、在学中から矯風会での活動を開始する。1917（大正6）年の共立女子神学校卒業後も、矯風会における活動を継続する。卒業翌年の1918（大正7）年11月の寄稿「此一戦を記念せよ」では、執筆の一年半前の「飛田記念」が失敗したことに言及している。飛田遊郭反対運動は、1916（大正5）年4月に大阪府によって飛田と呼ばれる場所が遊郭建設予定地として指定されたことに反対する運動である。錦織の所属する矯風会大阪支部でも林歌子を中心として反対運動が展開されたが、成果はあげられなかったとされる。<sup>77</sup> 錦織はこの試みを記憶するために、「飛田記念大講演会を公開して、之を以て大阪支部の拡張及公娼全廃思想の普及を計る」<sup>78</sup>と発言をしている。また1919（大正8）年12月号では「現今の社会問題と矯風会の責務」<sup>79</sup>を「書記」として寄稿しており、この立場からも、錦織がすでに矯風会の中心的な存在となっていることがわかる。

公娼全廃への強い意欲を見せていた共立女子神学校在学時代の錦織で

---

77 飛田遊郭設置反対運動については、例えば、日本キリスト教婦人矯風会、前掲書、346-350頁；楊、前掲書、101-109頁など。

78 錦織くら子「此一戦を記念せよ」（『婦人新報』256号、1918年〔大正7〕11月、20頁）

79 錦織くら子「現今の社会問題と矯風会の責務」（『婦人新報』269号、1919〔大正8〕年12月、9-11頁）



あったが、卒業後の錦織の視点の変化を、三点指摘したい。

一点目は、活動視点の広がりである。共立女子神学校在学中の錦織の焦点が公娼制度廃止一点だったことに対して、卒業後の寄稿には、矯風会が取り組んでいたより広い活動に目が向けられるようになっている。先述の「現今の社会問題と矯風会の責務」では、労働問題、婦人問題に言及し、矯風会の役割が、労働者やそのほかの一般の人々に向けた教育であるとして、禁酒節米、男女貞操、家庭の純潔、衛生の項目を矯風会の教育として行っていることを説明している。また、矯風会の教育部の活動とともに、文書部の活動の必要性を訴えている。そして法律部の取り組みとして、次のように記す。

我等は早晚婦人参政権を獲得しなければなりません、我等婦人は男子の我儘勝手なる男子本位の法律に何時迄も屈従して居る訳には参りません、婦人も之に参与して平等の權威の下は公平なる法律を頂いて、一夫一婦刑法改正の請願が今回通過せざるが如き片手落ちの法律に従ふが如き愚を、封建の昔時ならば兎も角世界改造の叫ぶる今日に於て、敢て斯かる屈辱の地位に居らざる可からざる男子の压迫より速に開放されなければなりません、普通選挙の成功、婦人参政権の獲得いづれも我等朝夕の祈りに忘るる能はざる問題であります。<sup>81</sup>

このような記述は、公娼全廃一辺倒だった錦織のそれまでの論調に比較すると、より広い視野からの訴えとなっている。特に、法律部としての婦人参政権の獲得への言及はそれまでの『婦人新報』における錦織にはみられなかった視点であり、その後の全関西婦人連合会での政治法律部委員長としての錦織の役割の予兆とも見える。矯風会では1920（大正9）年に婦

---

80 錦織は、これらの項目を並べて「5項目」と記す。最初の「禁煙」と「節米」がそれぞれ別の項目、という理解だろうか。

81 錦織くら子「現今の社会問題と矯風会の責務」（『婦人新報』269号、1919〔大正8〕年12月、11頁）

人参政権を綱領に基づいて、1921（大正10）年7月に「日本婦人参政権協会」が設置されるが、1918（大正7）年の時点での錦織の婦人参政権への言及は、それに先立つものとなっている。また錦織の『婦人新報』における最後の論考ともなる「矯風漫言」では、次のように述べる。

今更喋々する迄もなく社会は男女の両性から成立つてゐる、然るに現今の社会生活の基調は、単に男子のみに依て築き上げられてゐるが故に女子に取つては一時が万事不利な箇所のみで、所詮奴隸的の圧迫を免れざる事は論ずる迄もない。之等社会の誤謬、男子のミステークを訂正せん為には現今の婦人が一致結束して正面から男子の我儘を矯正しなければならぬ、此点に於て我等会員の責任たるや又重且つ大である。<sup>82</sup>

ここで錦織の視点は、家庭における妻と夫という観点からさらに、社会における女性と男性という視点にまで広がりを持つようになっている。

二点目は、非キリスト者との協働である。先と同じ「現今の社会問題と矯風会の責務」の論考において錦織は、「勿論我が矯風会も基督教を基底として其上に樹立したる主義なる以上、大体に於いて、基督教徒の取るべき態度と同様なるべきは勿論であります、更に矯風会員として其矯風方面に一つの新らしき指導を要すべき箇所ある事を思はなくてはなりません」として、非キリスト者も矯風会の方向性に賛同するものは活動を共にする可能性を示唆している。また1920（大正9）年7月掲載の「矯風会は軽躁の産物に非ず 与謝野晶子女子に与ふ」では、次のように記す。

<sup>(ママ)</sup>  
貴婦は『婦人矯風会の人達は、私達を、明かに人格的に差別してゐます』と言つてゐられるが、私達は貴婦の言はれる様に基督教徒に非ざるが故にの理由を以て、真向から異端であり、罪人であり、人格の劣

82 錦織くら子「矯風漫言」（『婦人新報』282号、1921〔大正10〕年2月、14頁）

等なるものとして、差別を以て排他的の毛嫌ひを致して居りません、矯風会員であるが故に真の人間であり、矯風会員ならざるが故に人間としての貫目がそがれた者として指弾するが如き愚は決していたして居りません、其証拠には、矯風会は基督信者に非ずとも、主義に賛して其目的に契約出来得る者は、会員として入会する事を許可されて居ります<sup>83</sup>、勿論神の爲め、国の爲め、家庭のための三件を標榜して居ります

矯風会の活動内容や訴えの内容がキリスト教と矛盾してはならないが、矯風会の社会に対する責任を示し、さらにキリスト者だけがその活動をするべきなのではなく、信仰の枠組みを超えて、使命を共有する人々が共に同じ目的のために協働すべきであるとする視点がみられる。これもまた、後に40代になった錦織が、全関西婦人連合会で、女性の権利の獲得を目指して様々な領域の女性たちとキリスト教の枠組みを超えて協働の活動をしてゆく姿を予感させるものとなっている。

三点目は、罪の行為と人の人格とを区別するようになったことである。共立女子神学校在学時代に寄稿した「髑髏の告白」では、「古狐」「そんな女」<sup>84</sup>と呼んで娼婦への嫌悪感を露わに表現し、いわば錦織自身とは異なる階級の女性たちとして見下げる表現もみられた。しかし、前述の「矯風会は軽躁の産物に非ず 与謝野晶子女子に与ふ」の寄稿では、その職業にある人々もまたその職業から救い出されるべきであるとの確信に立ち、娼婦たちの人間としての人格とその行為とが区別<sup>85</sup>されている。この稿では、そ

83 錦織くら子「矯風会は軽躁の産物に非ず 与謝野晶子女子に与ふ」(『婦人新報』275号、1920[大正9]年7月、5頁)

84 北見くら「どくろの告白」(『婦人新報』240号、1917[大正6]年7月、26頁)

85 本稿の最後に「一九一九、六・二三」と記されているが、錦織が論考中に言及している与謝野晶子の『大阪毎日新聞』への寄稿「自己に生きる婦人 多くの婦人団体は軽躁の産物」は、1920(大正9)年6月5日から8日に掲載されているので、「一九二〇」の誤りだろう。錦織はこの与謝野晶子の論考に対して6

れが「婦人矯風会を挙げて攻撃しつつある其箇所<sup>86</sup>に就て、私は矯風会の一員として黙過するに忍びず、茲に其所信を披瀝して御一考に資せん」として、与謝野晶子の矯風会に対する批判への応答となっている。錦織は次のように与謝野晶子の論に対抗する。

私達が基督教主義に立脚して、徒らに愛を口にする其愛が、非常に排他的であると貴姉は言はれるけれど、己れをのみ聖き者として罪を憎むの余り、人をも蔑視する事は、単に矯風会員<sup>86</sup>のみに非ずとも一般基督教信者の良くせざる所であります、キリストは自身聖きが為に、遊女や税吏を軽んじ給はなかつたのです、却つて罪人の友となり之を指導し聖化する事に全力を捧げ給ひました、私達も基督教に立脚齋てゐる以上、此精神は私達の精神となつて居ります、醜業其者は大に蔑視し、人間のなすべき事では無い獸的行為として、飽く迄も退けなければなりません、併し人間其者を、私達は決して蔑視しては居りません、貴姉の言はるる如く、等しく同胞です、憐れむ可き人達<sup>(ママ)</sup>です、かるが故に、私達は彼等及び、彼らあるが為に、風紀を乱さんとする人達を救はんが為に、且つは社会のため国家のため、公娼廃止を叫び、海外醜業婦取締を叫び、一夫一婦を叫びつつあるのです、人間が人間らしく生きんが為には、之等を排除しなければ、到底人間としての眞の生活が出来ないのです、斯かるもの<sup>87</sup>が潜伏しつつある以上は、社会は不断の罪の闘争が絶えないのです

このような、罪を憎んで人を憎まずともいえる、罪の行為とその人物の人格を区別する視点への変化は、共立女子神学校を経て、矯風会での活動

---

月 23 日に執筆しており、迅速に応答していることがわかる。

86 錦織くら子「矯風会は軽躁の産物に非ず 与謝野晶子女子に与ふ」(『婦人新報』275号、1920[大正9]年7月、5頁)

87 錦織、同上、5-6頁

に加わる過程においての錦織の信仰の成長ともいえるだろう。

以上の錦織自身 20 代半ばから 30 代前半にかけての『婦人新報』における寄稿から、次のことが指摘できる。第一に、矯風会の主張でもあった公娼全廃に全面的に賛成していることである。特に錦織が『婦人新報』に寄稿をしていた 1916（大正 5）年から 1921（大正 10）年は、矯風会でも公娼全廃の機運が高まっていた時期に重なり、錦織の主張は矯風会の方向性と一致したものとなっている。第二に、公娼全廃とキリスト教の信仰が錦織にとって不可分であることである。第三に、時代を経るに従い、錦織自身の活動に対する視点が広がり、より幅広い人々と活動を共にするようになったことである。それにより、矯風会が取り組む公娼制度廃止以外の女性の権利や人権に関わる活動にも目が向けられるようになり、またキリスト教のみに救いがあるとした主張は控えめとなり、むしろ、目的を同じくする人々と信仰の垣根を超えて協働することの必要性を唱えるようになっていく。そして、公娼全廃とキリスト教にある救いの確信はその後も錦織の活動を貫く原点となる一方で、40 代になってからの全関西婦人連合会における信仰の枠組みを超えた人々との協働活動へつながるものともなっていく。

## 5. その後

1921（大正 10）年、錦織が 31 歳頃の寄稿「矯風漫言」の次に錦織が『婦人新報』に登場するのは、1930（昭和 5）年の錦織が 40 歳頃となる。30 代の錦織にとって生活の中心は家庭であり、『基督教世界』への寄稿や、さらにはリウマチの治療など、矯風会との関わりがそれまでよりも減少していることは確かである。しかし、この 10 年間に錦織と矯風会との関わりが完全に途切れていたわけではない。1928（昭和 3）年 5 月 19 日には、松島遊郭移転反対演説会にて錦織は林歌子、賀川ハルらとともに演説者となって登壇している。また 1929（昭和 4）年 12 月 7 日、矯風会大阪支部の附属事業である婦人ホーム献堂式では錦織が聖書朗読をしたことが『第

三十回婦人矯風会 大阪支部年報』に記録されていると室田保夫が記している。<sup>88</sup>さらに、『婦人新報』に数件の錦織の寄稿が再びみられるようになる 1930 年代以降には、大阪婦人ホーム創立 25 周年祝賀会に全関西婦人連合会の恩田和子とともに出席したり（1932 [昭和 7] 年 5 月 28 日）、<sup>89</sup>矯風会主催と思われる「母の座談会」にこれも恩田和子らとともに出席したりするなど（同年 6 月 16 日）、<sup>90</sup>矯風会との関わりは継続されている。

最後に錦織の名が『婦人新報』に登場するのは、錦織の死後、「故錦織久良子夫人をいたむ」と題する 1949（昭和 24）年 4 月号の大阪支部石丸尚子の寄稿である。ここには、錦織が腹膜炎に肋膜炎を併発し、2 月 6 日に 59 歳で永眠し、<sup>91</sup>同月 11 日に矯風会と世界平和母性協会の合同主催で大阪教会で告別式を行ったことが報告されている。錦織の活動について、次のように要約されている。

夫人は宗教人として、また社会人として多方面に活動されました。その半生の三十年間を矯風会員として、故林歌子先生を援けて、廃娼運動に、婦人参政権運動に、また平和運動に尽され、ことに昨年はニューヨーク世界平和母性協会会長デマレスト夫人の呼び掛けに応じて世界平和母性協会を創設、十一月十一日にその発会式を挙げ、会長に推されて会の発展に努力されておりました。<sup>92</sup>

ここには、錦織の 40 代の活動の中心であった全関西婦人連合会での取り組みや、また戦時下における錦織の天皇制を擁護する歌のことなどにつ

88 室田保夫「林歌子研究—大阪婦人ホームを中心に」（同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題研究』69号、2020年、61-69頁）

89 全関西婦人連合会『婦人』第9巻第6号、1932（昭和7）年6月、56頁

90 全関西婦人連合会『婦人』第9巻第7号、1932（昭和7）年7月、19頁

91 石丸の寄稿には「六十一才をもつて永眠」とあるが、数え年による年齢であろう。

92 石丸尚子「故錦織久良子夫人をいたむ」（『婦人新報』589号、1949[昭和24]年4月、7頁）

いて触れられていない。あくまでも、矯風会の会員としての故人紹介である。また、ここに触れられている世界平和母性協会については現時点では詳細は不明であり、今後の研究の課題でもある。

## 結

本稿において、これまでほとんど研究されてこなかった錦織久良を取り上げ、錦織の活動初期の寄稿である矯風会機関誌『婦人新報』における寄稿を考察することで、錦織のキリスト教信仰と女性運動への動機を明らかにした。錦織は40代になってから全関西婦人連合会において中心的な役割を担うようになるが、家庭における妻と夫の貞操観の不平等への強い憤り、そこからキリスト教信仰に救いを見出したこと、そして公娼全廃への明確な使命感と確信があったことが明らかになった。またその公娼制度全廃への執念とキリスト教信仰とが不可分のものとして捉えられていた。さらに、錦織が矯風会に出会った時期と、矯風会での公娼全廃の機運の高まりの時期が重なったことも、錦織にとっての必要と矯風会の必要とが一致したといえる。ここに、錦織の後のキリスト教信仰の文芸活動と、特に40代になってからの全関西婦人連合会における精力的な活動の原点を見出すことができる。

今後は、錦織の『基督教世界』における寄稿から錦織のキリスト教観、また全関西婦人連合会機関誌『婦人』への寄稿やその活動から、錦織が戦間期において女性運動にどのように取り組んでいたのか、また信仰をどのように理解していたのかについて考察することを研究課題としたい。

『婦人新報』における錦織（北見）久良 関連記事一覧

年齢	掲載号	掲載年月日	記事名
25歳	221号	1915(大正4)年11月	「雑詠」
26歳	222号	1915(大正4)年12月	「生誕を祝して」
	224号	1916(大正5)年2月	「廃娼果たして空想か」
	227号	1916(大正5)年5月	「主義のために奮闘せよ」
	232号	1916(大正5)年11月	「矯風小説 鬻體の告白(一)」
27歳	233号	1916(大正5)年12月	「矯風小説 鬻體の告白(二)」
	234号	1917(大正6)年1月	「矯風小説 鬻體の告白(三)」
	235号	1917(大正6)年2月	「矯風小説 どくろの告白(三)」(本来(四)に当たるが、誤植。この号以降、「どくろ」がひらがな表記)
	239号	1917(大正6)年6月	「矯風小説 どくろの告白」(この号以降、題字に番号なし)
	240号	1917(大正6)年7月	「矯風小説 どくろの告白」
	241号	1917(大正6)年8月	「矯風小説 どくろの告白」
	242号	1917(大正6)年9月	「矯風小説 どくろの告白」
	243号	1917(大正6)年10月	「矯風小説 どくろの告白」(北見改錦織)
	244号	1917(大正6)年11月	「矯風小説 どくろの告白」
28歳	245号	1917(大正6)年12月	「矯風小説 どくろの告白」
	246号	1918(大正7)年1月	「矯風小説 どくろの告白」
	252号	1918(大正7)年7月	「大阪支部掘出物バザー」
	256号	1918(大正7)年11月	「此一戦を記念せよ」
29歳	264号	1919(大正8)年7月	「大阪婦人ホーム」
30歳	269号	1919(大正8)年12月	「現今の社会問題と矯風会の責務」
	271号	1920(大正9)年2月	「大阪支部第廿回年会」
	275号	1920(大正9)年7月	「矯風会は軽操の産物に非ず 与謝野晶子女史に与ふ」
31歳	282号	1921(大正10)年2月	「矯風漫言」
40歳	388号	1930(昭和5)年7月	「支部長の一曰」



	389号	1930(昭和5)年8月	歌「大いなる遠き夢をば描き見ぬ 地上(つち)に神国(みくに)の現れんため」
41歳	404号	1931(昭和6)年11月	「栄光の秋」歌選者
42歳	407号	1932(昭和7)年2月	「春光」歌選者
47歳	474号	1937(昭和12)年9月	「ポカンとした極楽」
49歳	497号	1939(昭和14)年8月	「南京虫」
59歳没	589号	1949(昭和24)年4月	石丸尚子「故錦織久良子夫人をいたむ」